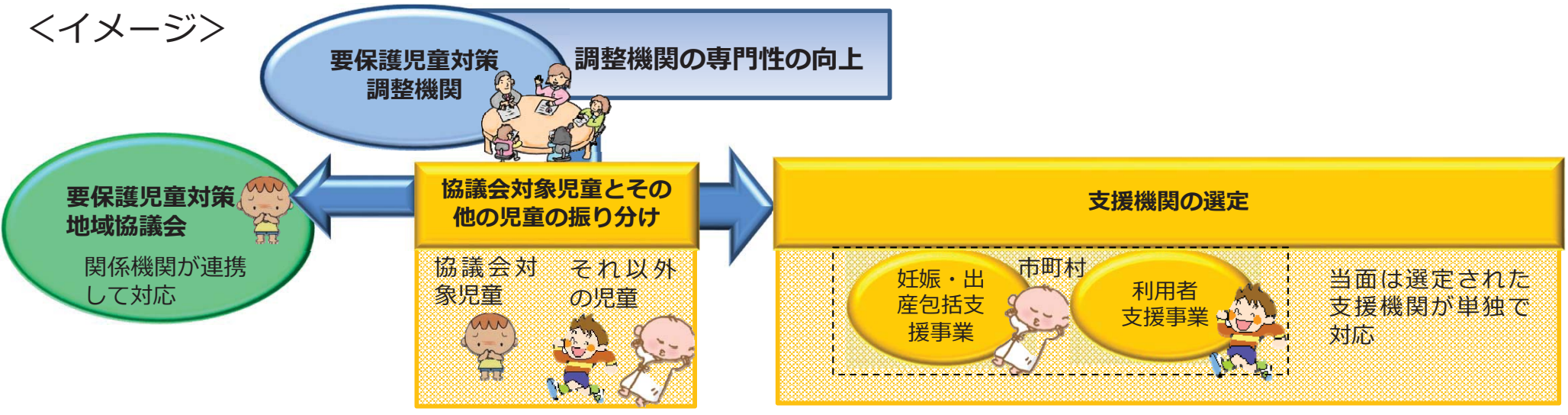


# 調整機関の専門性の向上・調整機関による対象児童の判断

## 現状

- 多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。
- 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

<イメージ>



## 課題

- 協議会の中核となる調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメントと進行管理の役割を円滑に果たすため、高い専門性が必要。
- 進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況。



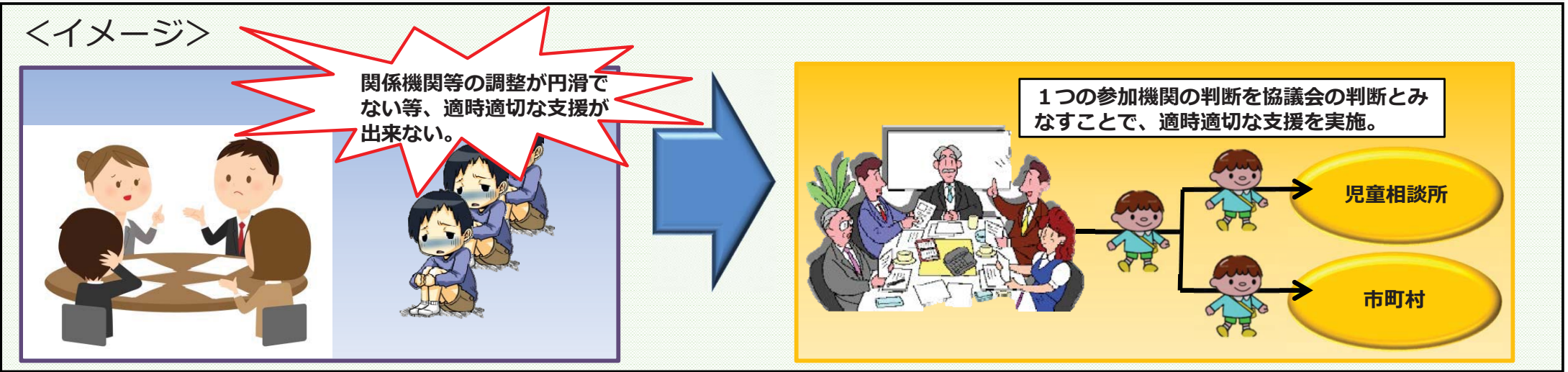
## 施策の方向性

- 調整機関の専門性の向上を検討。
- 調整機関が、協議会による支援等の対象児童か、利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断することを検討。

# 調整機関による協議不調時における主担当機関指定

## 現状

- 多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。
- 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。



## 課題

- 関係機関等の支援方針などに関する意見が異なり、協議が調わない場合がある。
- 協議が調わない場合であっても、適時適切に児童の保護等を行う必要がある。

## 施策の方向性

- 調整機関が、協議会の協議が調わない場合に、協議会に参加する1つの機関を主たる支援機関として指定することを検討。